

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	給水契約申込みの承認		
根拠法令及び条項	那覇市水道給水条例第13条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】 ・給水契約申込みの拒否ができる場合 水道法第16条 那覇市水道給水行例施行規程第10条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 期間(請求があった日の翌日から起算して7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 1月16日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

水道法

No.1-2-(3)【別紙】

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令

(給水装置の構造及び材質の基準)

第5条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（詳細省略）

第1条（耐圧に関する基準）

第2条（浸出等に関する基準）

第3条（水撃限界に関する基準）

第4条（防食に関する基準）

第5条（逆流防止に関する基準）

第6条（耐寒に関する基準）

第7条（耐久に関する基準）

那覇市水道給水条例施行規程第10条

(給水申込みの拒否)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は給水の申込みを拒否することができる。

(1) 給水装置新設の地域が、後年次の配水管布設地域であり、又は布設計画に含まれていない場合

(2) 正常な企業努力にもかかわらず、給水量が著しく不足している場合

(3) 特殊な地形等のため、技術的に給水が著しく困難な場合

2 前項第1号の規定は、申込者において、配水管を給水装置としてその費用を負担するときは、適用しない。